世田谷区立喜多見農業公園等管理運営業務委託　プロポーザル実施要領

令和８年１１月２７日
８世公整第１０７号

１　事業概要

（１）件名

世田谷区立喜多見農業公園等管理運営業務委託

（２）事業目的

本件事業は、平成２８年度に開園した喜多見農業公園及び将来的に拡張する予定の喜多見農業公園拡張用（暫定）用地（以下、「喜多見農業公園等」という。）において、区民が農業体験を通して世田谷区の農業の文化や歴史を学び、農業・農地が持つ多面的機能の有用性や重要性の理解を促進することで、区内農業の振興を図ることを目的として、喜多見農業公園等の管理運営を行うものである。

（３）業務内容

喜多見農業公園等の維持管理業務及び地域住民を含めた区民を対象とする農業体験イベント等の企画・運営業務を行う。業務にあたっては、「喜多見農業公園運営連絡会」（喜多見農業公園等の開園後の平成２８年４月に地域住民の意見集約を目的として立ち上げた連絡会。以下、「連絡会」という。）の意見を、管理・運営に反映させること。

①公園施設維持管理業務

・日常管理作業

鍵の開閉、園内の巡回点検、公園内の簡易清掃・灌水等

・定期管理作業

園内施設の定期清掃及び設備点検、体験学習施設・農機具倉庫内・トイレ・空調機の清掃、除草及び樹木の手入れ・刈込・剪定作業、園内のごみ処理

②圃場管理業務

農産物の栽培・管理、肥料及び薬剤、作業日誌の作成、拡張用（暫定）用地の活用等

③連絡会運営

連絡会の開催、連絡会及び各関係機関との連絡・調整等

④地域住民との関わりになる管理運営

保育園やイベント参加者等の活動支援

⑤農業体験イベントの企画・運営

・農業体験イベント

喜多見地区の『農』の良さを、広く地域内外に知ってもらうための単発型イベント（植え付け、栽培管理、収穫体験等）を実施すること。２０～８０人程度の来場数の１～２時間程度のイベントを年５回以上実施。講師は、可能な限り地域の農家・農業者等とすること。

・募集に関する事務

ホームページ又は募集用チラシの配布等による募集、抽選、利用説明等

⑥公園の広報及び要望対応

ホームページやパンフレット等による公園利用のＰＲ、要望・苦情への対応等

⑦農業公園の魅力アップに関する業務

公園利用者の増加につながる魅力づくりの提案及び実施（伝統野菜の試験栽培、子ども食堂との連携、堆肥づくり、みどりのトンネル、トラクター等の展示イベント、土のふれあいエリア、その他受託者の提案によるもの）

⑧農業公園維持管理用物品の管理補充及び小破修繕

（４）履行期間（予定）

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

２　提案限度額

令和９年度分　￥１８，５６３，８４３－（税込）

※なお、本件業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和９年度予算が成立し、配当がなされることを条件とする。また、令和１０年度以降も上記と同程度の限度額を想定して提案すること。

３．審査委員会

委託先の候補者を選定するため、世田谷区公園計画・設計及び管理等に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱により審査委員会を設置する。

４　プロポーザル方式を採用する具体的理由

本件業務は、喜多見農業公園等の管理運営業務について、区民を対象とする農業体験イベント等の企画・運営業務や連絡会の運営業務等も含めて行うものであり、受託者には、農業に関する専門性のほか、現在の世田谷区の農業を理解し、区内農業の特徴を踏まえた上でイベント等を企画し、運営できる能力が特に求められる。

受託者の能力によって事業の成果が大きく左右されるので、単なる価格競争による選定には適せず、過去の類似施設の管理運営等の実績も含め総合的に評価する必要があり、能力・資質の優れた事業者を随意契約の相手方の候補者として選定するには、プロポーザル方式による必要があるため。

５　参加資格

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

（１）　世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、次に掲げる書類を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを認められた者であること。

①　「登記事項証明書」１部

② 「法人に関する書類（定款等)」１部
③ 「会計に関する書類（直近の収支計算書等)」１部

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

（３）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（４）応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成２４ 年１２ 月１０ 日条例第５５ 号）第２条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（５）東京都又は都内近郊（神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県）に本店若しくは営業所等を有する者。

（６）都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。

（７）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（８）「喜多見農業公園管理運営業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

「喜多見農業公園管理運営業務委託審査委員会」の構成員

所属	審査委員
みどり３３推進担当部長	北川 健介
みどり３３推進担当部みどり政策課長	笠原 聡
みどり３３推進担当部公園緑地課課長	中杉 広志
みどり３３推進担当部公園整備利活用推進課長	津田 智匡
みどり３３推進担当部公園緑地課砧公園管理事務所長	臼井 和彦

6　選考日程

・ 手続開始の公告　令和８年１１月２７日（金）
・ 説明書交付期間　令和８年１１月２７日（金）～１２月１１日（金）
・ 参加表明書提出期限　令和８年１２月１１日（金）午後３時まで（持参または郵送）
・ プロポーザル招請通知　令和８年１２月１５日（火）（全事業者へ電子メール送信）
・ 質問受付期限　令和８年１２月２１日（月）午後３時まで（電子メール）
・ 質問回答　令和８年１２月２５日（金）（電子メール）
・ 提案書提出期限　令和９年１月２１日（木）午後３時まで（持参）
・ 提案書・価格評価　令和９年１月２２日（金）～１月２８日（木）
・ プレゼンテーション　令和９年２月上旬
・ 審査結果通知　令和９年２月下旬

7　説明書の交付

（１）交付期間

令和８年１１月２７日（金）～１２月１１日（金）まで

（２）交付方法・場所

①世田谷区ホームページよりダウンロード

トップページ → 目次から探す → 区政情報 → 契約・入札情報
→ 発注情報 → 現在実施中のプロポーザル情報
→ 住まい・街づくり・環境

② 世田谷区みどり３３推進担当部公園整備利活用推進課にて窓口配布

＜庁舎移転前（１２月２０日まで）＞

〒158-0094　世田谷区二子玉川分庁舎Ｂ棟２階（世田谷区玉川１－２０－１）

（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで）

８　参加表明書の提出

（１）提出書類

①参加表明書（別紙）…　１部

②令和８年１１月２７日までを納付期限とする直近１年間の事業年度に係る都道府県民税・市町村民税に係る納税証明書…　１部（発行から３ヶ月以内のもので写しでも可）

③世田谷区入札参加資格の受付書（写し）…　１部

ただし、世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、上記４（１）①～③の書類を提出すること。…　各１部

④会社概要がわかるパンフレット等（様式自由）…　１部

（２）提出期限　　令和８年１２月１１日（金）午後３時まで

（３）提出方法

①郵送の場合の提出先

世田谷区みどり３３推進担当部公園整備利活用推進課　　担当：今村、枌

＜庁舎移転前（１２月２０日まで）＞

〒158－0094　世田谷区玉川１－２０－１

※郵送の未着事故については、区はその責を負わない。

②持参の場合の提出先

世田谷区みどり３３推進担当部公園整備利活用推進課　　担当：今村、枌

＜庁舎移転前（１２月２０日まで）＞

〒158-0094　世田谷区二子玉川分庁舎Ｂ棟２階（世田谷区玉川１－２０－１）

（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで）

９　提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

１０　提案書に求める内容、提出期限、提出先及び方法

（１）提案書の部数

①　正本　１部

Ａ４判、両面刷り、１０枚（２０ページ）以内（表紙除く、カラー可）、様式は自由とする。表紙に、あて名「世田谷区役所」、タイトル、提出年月、事業者名を記載すること。

② 副本　６部

上記正本と同じだが、表紙、本文等から事業者名が判断できるような記述を除いたもの。

※次の提案書内容のうち、①～③と④～⑤は、別綴じとすること。

（２）提案書内容

①実施体制に関する事項（２ページ程度）

様式は自由とするが、以下の内容は必ず記載する。

ア　事業者の実施体制

イ　業務従事者一覧（役職、経歴、資格等）

ウ　体制について特に留意する点

②本業務の実施方針（２ページ程度）

様式は自由とする。

業務のスケジュール案も記載すること。

③業務内容に関する企画提案（１０ページ程度）

様式は自由とするが、以下の内容は必ず記載する。

ア　都市における農地を管理することや、区立農業公園として多くの人が訪れ、安全に気持ちよく利用することができる施設運営を念頭に、公園の施設維持管理や圃場の管理について、業務説明書に記載する内容を円滑に遂行し、非常事態にも対応できる体制案を、業務内容ごとに記載する。

イ　区民が農業体験を通して世田谷区の農業の文化や歴史を学び、農業・農地が持つ多面的機能の有用性や重要性を理解することができるような農業体験イベントの企画立案、準備、運営について、業務内容ごとに記載する。

ウ　地元住民を中心とした喜多見農業公園運営連絡会の意見を公園の企画・運営に反映させるための調整、農業公園管理運営における区民参加や活動支援について、業務内容ごとに記載する。

エ　喜多見農業公園を区民に広くＰＲし、多くの区民が公園の活動に参加できるための広報活動及び、活動参加者以外の区民も気軽に訪れてみたくなる内容を含んだ企画立案及び利用者アンケート等による利用実態やニーズの把握について、業務内容ごとに記載する。

オ　区民ボランティアの育成や活動支援、地域団体との協働を通じて、様々な主体の参画を促すための方策について、業務内容ごとに記載する。また、学校教育や生涯学習への活用、障害者施設、高齢者施設等との連携による福祉的な農園活用など、教育・福祉分野との連携による農業公園の活用方策について、業務内容ごとに記載する。

④事業者の過去における農業公園等の類似施設の管理運営実績（２ページ程度）

様式は自由とするが、過去５年間の実績について内容、規模など具体的に記述する。顧客名を明記できない場合は、可能な範囲で記載する。

⑤見積書（２ページ程度）

様式は自由とするが、業務内容ごとの内訳が分かるように詳細に作成する。

※公平を期するために、上記以外の資料提出は認めない。

（３）提出期限

令和９年１月２１日（木）午後３時まで

（４）提出方法

下記の提出先まで持参する。

世田谷区みどり３３推進担当部公園整備利活用推進課　　担当：今村、枌

所在地：

＜庁舎移転前（１２月２０日まで）＞

住所 〒１５８－００９４

世田谷区二子玉川分庁舎２階 B 棟２階（世田谷区玉川－２０－１）

TEL ０３－６４３２－７９１１　FAX ０３－６４３２－７９８９

（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで）

＜庁舎移転後（１２月２１日から）＞

住所 〒１５４－８５０

世田谷区 本庁舎 東棟５階（世田谷４－２１－２７）

TEL：０３―５４３２―３５９２　FAX：０３―５４３２－３１１７

（受付時間：土・日曜、祝日を除く午前９時から午後５時まで）

１１　提案書を特定するための評価基準

（１）実施体制

（２）業務内容に対する理解度

（３）業務内容に対する企画提案

（４）類似施設の管理運営実績

（５）見積内容の妥当性

１２　質問について

提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため電子メールで行い、内容について取りまとめたのち、参加表明書を提出した各事業者に送信する。

（１）質問締切：令和８年１２月２１日（月）午後３時まで

（２）質問方法：

・参加表明書提出後、公園整備利活用推進課宛に電子メールにより提出すること。

公園整備利活用推進課 E-mail：別途招請通知にて通知する。

・メールの件名は【喜多見農業公園プロポーザル質問表の送付（会社名）】とし、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及びＥメールアドレスを併記すること。

（３）回答方法：企画提案書の提出者に対し、令和８年１２月２５日（金）に、参加者全員に電子メールにて回答する。

１３　書類審査

提案書の内容について、上記１０の評価基準に基づき提案書の審査を行う。審査の結果、評価の高い３者程度に対して、下記１３のとおりプレゼンテーション審査を実施する。提案書とプレゼンテーションを評価し、当該業務及びそれに付随する費用の見

積書を含めて総合的に評価した結果、１者を特定する。

１４　プレゼンテーション

以下のとおり提案事業者により、業務の進め方等についてプレゼンテーションを実施する。

（１）開催日時：令和９年２月上旬（※予定）

（２）開催場所：世田谷区役所庁舎会議室

（３）内容：①プレゼンテーションは、提案書を元に口頭説明を行い、提案説明１０分、質疑応答１０分程度とする。

②集合時間及び開始時間については、別途通知する。

１５　その他

（１）提案書等作成に要する費用は参加者の負担とする。

（２）手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

（３）契約保証金　　免除

（４）契約書作成の要否　　要

（５）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無　　無

（６）提案書の提出後に上記５の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

（７）関連情報を入手するための照会窓口　上記１０（４）と同じ

（８）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（９）提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

（10）提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

（11）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

（12）契約金額は、予算の範囲内とする。

（13）契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させたうえで契約を締結する。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と区との協議により最終決定する。